

中国、香港、台湾の販路開拓 中華圏で商標を同時出願!

マドプロ出願できない香港、台湾
の商標と一緒にワンストップで!!

大事なブランド（知財）をまとめて保護!!

中小企業であっても抜け駆け（冒認）出願が多い中華圏でテスト販売するのであれば、大事な商品名やロゴについて商標を出願登録し、他企業に奪われないようにする必要があります。商標登録はその国ごとの早い者勝ちとなっており、先に登録をした方がその権利を得ることができる、「先願（せんがん）主義」は、**法律で認められている商業競争行為です。**

香港、台湾はマドプロ（マドリッド協定議定書）には加盟しておらずマドプロ出願（商標の複数国を同時に出願する国際登録）はできません。

中華圏対象国・地域

①中国 ②香港 ③台湾

マドプロ出願できない地域もいっきに類似調査して登録!

【中華圏商標出願サービスの特徴】

- 中華圏の類似商標調査を同時に実施して出願の可否を判断!
- 調査結果に基づいて商標出願に関する戦略思考をアドバイス!
- 中華圏の商標出願登録一式をワンストップで実施!

国や地域により登録できたりできなかったり...これでは中華圏で強力なブランド構築はできません。押さえるべき国・地域を調査していっきに押さえる、新しい商標登録戦略です。

【申込手順】

- 1) お電話または弊社ホームページ (<https://www.chinawork.co.jp>) 上の問い合わせ欄にてお問い合わせください。
- 2) 説明資料をメールでお送りします。ブランド名、ロゴ等の必要事項をお知らせください。
- 3) 弊社現法がスピーディーに中華圏の商標調査を実施、登録の可能性を診断します。
- 4) 商標登録申請費用の御見積書を確認後、商標登録依頼書でお申し込みください。

桜葉コンサルティング株式会社

〒160-0022 東京都新宿区新宿2-4-9 中江ビル3F
Tel:03-3352-3455 E-mail:market@chinawork.co.jp
URL:www.chinawork.co.jp